



平成 30 年 7 月 30 日

各 位

会 社 名 小松精練株式会社  
代表者名 代表取締役社長 池田 哲夫  
(コード：3580 東証第1部)  
問合せ先 総務部長 早瀬 智  
(TEL. 0761-55-1111)

### 商号の変更及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、以下のとおり、商号の変更及び定款の一部変更について平成 30 年 9 月 27 日開催予定の当社臨時株主総会にて付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 商号の変更について

##### (1) 変更の理由

当社はこれまで、事業の拡大をめざし、ファッション・スポーツ衣料のみならず、医療・福祉・生活資材・建築建材など多岐にわたるビジネスを展開して参りました。このたび設立 75 周年の節目を迎え、これを機にさらに事業拡大を加速させ、事業の多角化へとつなげるため、現在の商号である「小松精練株式会社」を「小松マテーレ株式会社」へと変更することを決定いたしました。

現在の商号には繊維加工の生産工程の一つである「精練」の表記が含まれておりますが、新たな商号には染色整理業はもとより、繊維分野にこだわらず、あらゆる分野のあらゆる素材に付加価値を生み出し、その繰り返しにより、価値の最大化をめざそうとする意思が込められております。そうした意思のもと、新商号は当社の創業の地である「小松」を継承し、あらゆる素材を意味する“material”と、創出・再生・反復などの接頭辞“re”を一体化させた“materere”により形作られております。

このたびの「小松マテーレ株式会社」への変更とともに、当社グループはより一層素材にこだわり、常に新たな素材を生み出し、人々の暮らしや社会を、より良く変えてゆける企業でありたいと願っております。そして、これからも、高機能かつ高感性な独自の素材開発を進め、世界中のステークホルダーから信頼されるグローバルブランドへと成長させてゆきます。

##### (2) 新商号

小松マテーレ株式会社 (英文表記：KOMATSU MATERE Co., Ltd.)

(3) 変更予定日

平成 30 年 10 月 1 日

2. 定款の一部変更

(1) 定款変更の理由

「1. 商号の変更について」に記載のとおり、商号を変更すべく現行定款第 1 条（商号）の変更を行うものであります。

(2) 定款変更の内容

変更の内容は下記のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
(商号) 第 1 条 当社は、 <u>小松精練株式会社</u> と称し、 英文では <u>KOMATSU SEIRE</u> <u>N CO., LTD.</u> と表示する。	(商号) 第 1 条 当社は、 <u>小松マテーレ株式会社</u> と称 し、英文では <u>KOMATSU MAT</u> <u>ERE Co., Ltd.</u> と表示する。
第 2 条～第 44 条（条文省略）	第 2 条～第 44 条（現行どおり）
(新設)	<u>附則</u> <u>第 1 条の変更は、平成 30 年 10 月 1 日をも</u> <u>って効力を生じるものとする。なお、本附</u> <u>則は、第 1 条の変更の効力発生日経過後こ</u> <u>れを削除する。</u>

以上